

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 30 日

天理市長 並 河 健

天理市規則第 9 号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 給料等の支給に関する規則（昭和44年 4 月天理市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第19条第 1 項中「4,400円」を「4,700円」に、「2,200円」を「2,350円」に改め、同条第 2 項中「6,600円」を「7,050円」に改め、同条第 3 項中「15,000円」を「23,500円」に、「7,500円」を「11,750円」に改める。

第32条第 1 項第 1 号中「100分の124」を「100分の126.5」に改め、同項第 2 号中「100分の107以上100分の124」を「100分の110以上100分の126.5」に改め、同項第 3 号及び第 4 号中「100分の105」を「100分の107.5」に改める。

第32条の 2 第 1 項第 1 号中「100分の52」を「100分の54」に改め、同項第 2 号及び第 3 号中「100分の50」を「100分の52.5」に改める。

第 2 条 給料等の支給に関する規則の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 2 号中「以上」の次に「（満18歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満22歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者にあつては、年額150万円以上）」を加える。

第 7 条第 1 項第 2 号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは条例第11条第 3 項に規定する駐車場等（以下「駐車場等」という。）を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第 3 項中「の掲示」の次に「又は第11条の 2 に定める駐車場等たる要件を具備していること及び駐車場等の料金を証明する書類の提出」を加える。

第 9 条第 3 項第 1 号中「第11条第 5 項」を「第11条第 7 項」に改める。

第 9 条の 2 を第 9 条の 3 とし、第 9 条の次に次の 1 条を加える。

第 9 条の 2 条例第11条第 2 項第 2 号の規則で定める額は、次の各号に掲げ

る自動車等の使用距離の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 片道5キロメートル未満 2,000円
- (2) 片道5キロメートル以上10キロメートル未満 4,200円
- (3) 片道10キロメートル以上15キロメートル未満 7,300円
- (4) 片道15キロメートル以上20キロメートル未満 10,400円
- (5) 片道20キロメートル以上25キロメートル未満 13,500円
- (6) 片道25キロメートル以上30キロメートル未満 16,600円
- (7) 片道30キロメートル以上35キロメートル未満 19,700円
- (8) 片道35キロメートル以上40キロメートル未満 22,800円
- (9) 片道40キロメートル以上45キロメートル未満 25,900円
- (10) 片道45キロメートル以上50キロメートル未満 29,100円
- (11) 片道50キロメートル以上55キロメートル未満 32,300円
- (12) 片道55キロメートル以上60キロメートル未満 35,500円
- (13) 片道60キロメートル以上65キロメートル未満 38,700円
- (14) 片道65キロメートル以上70キロメートル未満 42,200円
- (15) 片道70キロメートル以上75キロメートル未満 45,700円
- (16) 片道75キロメートル以上80キロメートル未満 49,200円
- (17) 片道80キロメートル以上85キロメートル未満 52,700円
- (18) 片道85キロメートル以上90キロメートル未満 56,200円
- (19) 片道90キロメートル以上95キロメートル未満 59,600円
- (20) 片道95キロメートル以上100キロメートル未満 63,000円
- (21) 片道100キロメートル以上 66,400円

第10条第2号中「第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員(次号において「駐車場等利用職員」という。))にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第1号」を「同条第2項第1号」に改め、同条第3号中「第2項第2号に定める額」の次に「(駐車場等利用職員にあつては、その額に同条第3項第1号に定める額を加算した額)」を加え、「同項第2号」を「同条第2項第2号」に改める。

第11条の2第4項中「第11条第3項」を「第11条第5項」に改め、同項第2号中「及び同号」を「（第10条第3号に掲げる職員に係るものを除く。）、条例第11条第2項第2号に定める額（第10条第2号に掲げる職員に係るものを除く。）及び条例第11条第3項第1号」に改め、同条を第11条の5とし、第11条の次に次の3条を加える。

第11条の2 条例第11条第3項の規則で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

- (1) 事務所の周辺又は第7条の規定に基づき決定し、若しくは改定する手当額の基礎となる経路若しくはこれに準ずるものとして市長が定める経路上にある交通機関の駅、停留所等の周辺にある施設であること。
- (2) 職員が自転車を駐車するために使用する施設（自転車以外の自動車等の駐車のための部分と、自転車の駐車のための部分が同一の施設にある場合は、当該自転車の駐車のための部分に限る。）でないこと。
- (3) その利用について職員の配偶者若しくは条例第9条第2項に規定する扶養親族に料金を支払うこととなる施設又はこれに準ずるものとして市長が定める施設でないこと。

2 前項に規定する要件を満たさない場合であって、自動車等の駐車のための施設の状況、職員の事情等により、駐車場等に係る通勤手当を支給しないことが著しく不適當であると市長が認めるときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に定める要件とする。

第11条の3 条例第11条第3項の規則で定める職員は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第10条第2号に掲げる職員
- (2) 週の所定労働時間が20時間未満である職員

第11条の4 条例第11条第3項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（その額が5,000円を超える場合にあっては、5,000円）とする。

- (1) 一の駐車場等を利用する場合 次のアからウまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額

ア 月を単位として駐車場等の料金が定められている場合 当該料金の額

イ 駐車場等の料金を定める期間（月又は年によって定めた期間に限る。）が2以上の月にわたる場合 当該料金の額をそのわたる月の数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 市長が定める額

(2) 2以上の駐車場等を利用する場合 それぞれの駐車場等について前号アからウまでに定める額を合計した額

第12条の2第1項中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改め、同項第2号中「若しくは通勤方法を変更し」を「、通勤方法若しくは駐車場等を変更し、駐車場等の利用を開始し若しくは終了し」に改め、「運賃等の額」の次に「若しくは駐車場等の料金」を加え、同条第2項及び第3項中「第11条第4項」を「第11条第6項」に改める。

第12条の3第1項中「第11条第5項」を「第11条第7項」に改める。

第13条中「第11条第1項」の次に「又は第3項」を加える。

第25条第1項及び第25条の2第2項中「在職した」を「勤務した」に改める。

第32条第1項第1号中「100分の126.5」を「100分の125.25」に改め、同項第2号中「100分の110以上100分の126.5」を「100分の108以上100分の125.25」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に改める。

第32条の2第1項第1号中「100分の54」を「100分の52.75」に改め、同項第2号及び第3号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

別表第1教育委員会の項中

「		「		に、
	局長 参与 教育次長	を	局長	

局次長

」

局次長
教育次長

」

「

教育総合センター主
幹

」

「

教育総合センター主
幹
図書館主幹

」

を

に改める。

別記様式第 5 号を次のように改める。

別記様式第5号（第7条関係）

通 勤 届

年 月 日提出

(任命権者) 様		所 属											
		所 在 地											
職員番号			氏 名										
職 名			住 所										
給料等の支給に関する規則第7条の規定に基づき、通勤の実情を届け出ます。													
主たる届出理由 ☐ 1 新規（ ☐ 異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合） ☐ 2 住居の変更 ☐ 3 通勤経路、方法又は駐車場等の変更等 ☐ 4 運賃等又は駐車場等の料金の負担額の変更 ☐ 5 その他（ ）			☐ 直前の届出の区間と同一の区間がある （該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付する。）										
			届出の理由が生じた日 年 月 日										
順路	通勤方法 の別	区 間	距 離 (概 算)	所 要 時 間 (概 算)	乗 車 券 等 の 種 類	左 乗 車 等 の 券 額	駐 車 場 等 の 所 在 地	駐 車 場 等 の 料 金	駐 車 場 等 の 利 用 形 態	備 考			
1	☐	住居 から(経由) まで	km	時間 分		円		円					
2	☐	から(経由) まで	km	時間 分		円		円					
3	☐	から(経由) まで	km	時間 分		円		円					
4	☐	から(経由) まで	km	時間 分		円		円					
5	☐	から(経由) まで	km	時間 分		円		円					
通勤経路の略図（経路朱線）						総通勤距離（概算）			km				
						総所要時間（概算）			時間 分				
						他に利用できる 交通機関等の名称 及び利用区間等							
記入上の注意 1 通常行っている通勤の実情のみ記入し、例外的な方法等は記入しない。 2 「主たる届出理由」欄には、この届を行う主たる原因の一にのみレを付する。 3 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い、徒歩、自転車、JR○○線、近鉄○○線、バス等の別を記入する。 4 「乗車券等の種類」欄には、6箇月定期、10枚綴回数券又は優待乗車券等の別を記入する。 5 「左欄の乗車券等の額」欄には、6箇月定期の額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。 6 「駐車場等の所在地」欄には、通勤に利用する駐車場の所在地（○市○丁目○番○号等）を記入する。 7 「駐車場等の料金」欄には、実際に負担する額を記入する。 8 「駐車場等の利用形態」欄には、1月払い、複数月払い（○箇月）、年払い等の別を記入する。 9 「備考」欄には、定期券を持たない理由、回数券の片道及び月間の使用枚数等を記入する。 10 往路と復路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、「順路」欄の空欄に異なる部分を記入する。													

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第6号（第7条関係）

通勤手当認定簿

職員番号		氏名		事実発生年月日		年 月 日								
所属				届出年月日		年 月 日								
				受理年月日		年 月 日								
交通機関等利用者	1	算出の基礎となる交通機関等の名称	利用区間	定期券の回数その他	運賃等の額の算出基礎		備考							
					回数券その他	定期券								
	改正					運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	交通機関の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合省略可)	備考			
						回数券その他	定期券							
	2					運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	交通機関の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合省略可)	備考			
						回数券その他	定期券							
	改正					運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	交通機関の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合省略可)	備考			
						回数券その他	定期券							
	3					運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	交通機関の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合省略可)	備考			
						回数券その他	定期券							
改正					運賃等相当額		1箇月当たりの運賃等相当額	交通機関の認定期間	支給月 (支給月に○印を付す) (毎月の場合省略可)	備考				
					回数券その他	定期券								
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額						円		年 月 日改正		円				
自動車等の額（条例第11条第2項第2号の額） （自動車等の使用距離						km)		円		年 月 日から 年 月 日まで				
						改正		円		年 月 日から 年 月 日まで				
交通機関等と自動車の併用者 規則第10条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号						1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等の額の合計額		円		年 月 日改正				
駐車場等利用者	1	算出の基礎となる駐車場等		1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額		備考（回数券等の場合の駐車場等の料金の算出基礎等）								
		駐車場の利用形態	駐車場の料金											
	2													
	1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額の合計額				円									
駐車場等に係る通勤手当の額 (上限 5,000円)				円		駐車場の認定期間		決定事項 (手当額の決定)		規則第11条の4 ☐ 第1号イ ☐ 第1号ロ ☐ 第1号ハ ☐ 第2号				
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額、自動車等の額及び駐車場等に係る通勤手当の額の合計額が150,000円を超えるとき				150,000 × [箇月] =				円						
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
支給額														
決定事項	☐ 該当 ☐ 条例第11条第1項第1号 ☐ 条例第11条第1項第2号 ☐ 条例第11条第1項第3号 規則第10条 ☐ 第1号 ☐ 第2号 ☐ 第3号			返納事由 規則第12条の2第1項		返納事由 発生年月	返納対象 交通機関	払戻金相当額 の算出基礎	払戻金 相当額	備考				
				1				円						
				2				円						
				3				円						
	☐ 非該当 理由:			1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が150,000円を超えていた場合 規則第12条の2第2項第2号の月数				(算出基礎)		円				

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第19条の規定
令和7年4月1日
 - (2) 第1条の規定による改正後の給料等の支給に関する規則第32条及び第32条の2の規定
令和7年12月1日